

別表第1（第3条、第4条関係）

補助対象区分	補助対象基準	補助対象経費及び補助率	個別添付書類
1 家計急変世帯	<p>入学後に発生した保護者等の失職、倒産等の家計急変による経済的事由から授業料の納付が困難となった児童生徒であって、次の1又は2のいずれかに該当するもの</p> <p>1 家計急変した年度（以下「家計急変年度」という。）については、当該急変後の保護者等の所得を年額に換算した場合に、当該換算後の金額（源泉分離課税の対象となる所得も含む。）の合計（損失が計上されている所得がある場合、当該所得は0円として計算する。また、雑損失以外の繰越控除の適用がある場合、当該繰越控除の適用がなかったこととして計算する。）から人的控除等の所得控除額合計を減じた額（以下「判定額」という。）（保護者等が2人いるときは、その全員の判定額を合算した額とする。以下同じ。）が140万円未満（ひとり親控除の適用がある場合は143万円未満）である児童生徒であって、当該児童生徒の保護者等の資産保有額の合計が700万円未満であるもの</p> <p>2 家計急変年度の翌年度以降については、当該年度の判定額が140万円未満（ひとり親控除の適用がある場合は143万円未満）である児童生徒であって、当該児童生徒の保護者等の資産保有額の合計が700万円未満であるもののうち、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの (1)補助対象区分3と同程度に困窮している者 (2)(1)以外の者</p>	<p>1 補助対象基準1 授業料全額を上限とし、補助対象基準1の基準に該当することに基づき学校法人が授業料減免を行った額の10分の10以内</p> <p>2 補助対象基準2の(1) 授業料全額を上限とし、補助対象基準2の(1)の基準に該当することに基づき学校法人が授業料減免を行った額のうち、月額2万8千円までは10分の10以内、月額2万8千円を超える部分は3分の2以内</p> <p>3 補助対象基準2の(2) 授業料のうち月額2万8千円を上限とし、補助対象基準2の(2)の基準に該当することに基づき学校法人が授業料減免を行った額の10分の10以内</p>	<p>1 家計急変を証明する書類 ・給与証明書 ・課税（所得）証明 ・解雇通告書 ・事業廃止届 ・離職票 ・雇用保険受給資格者証等</p> <p>2 当該年度市町村民税の額を確認することができる書類（補助対象基準の2の場合のみ） ・道府県民税・市町村民税課税証明書等</p>
2 生活保護世帯	<p>保護者等が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である児童生徒</p>		<p>生活保護受給証明書</p>
3 道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯	<p>保護者等が、前年分の地方税法（昭和25年法律第226号）による道府県民税所得割及び市町村民税所得割のいずれも課せられない者である児童生徒</p> <p>※ 保護者等が2人いるときは、その2人の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額を合算した額とする。</p>	<p>授業料全額を上限とし、「補助対象基準」欄に掲げる基準に該当することに基づき学校法人が授業料減免を行った額の3分の2以内</p>	<p>当該年度市町村民税の額を確認することができる書類 ・道府県民税・市町村民税課税証明書 ・道府県民税・市町村民税非課税証明書等</p>
4 年収が一定額未満の世帯	<p>保護者等の当該年度の判定額が140万円未満（ひとり親控除の適用がある場合は143万円未満）である児童生徒であって、当該児童生徒の保護者等の資産保有額の合計が700万円未満であるもの（補助対象区分1又は3に該当する場合を除く。）</p>	<p>授業料のうち年額10万円を上限とし、「補助対象基準」欄に掲げる基準に該当することに基づき学校法人が授業料減免を行った額の3分の2以内</p>	<p>当該年度市町村民税の額を確認することができる書類 ・道府県民税・市町村民税課税証明書等</p>
<p>【共通添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業料減免児童生徒状況調書（別紙3） ・資料「所得及び資産の状況」 ・授業料減免規程 ・授業料減免決定通知書の写し <p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護の被保護者は、補助対象区分2で申請すること。 			